平成 29 年第 4 回 安芸太田町教育委員会議録			
招集年月日	平成 29 年 4 月 18 日(火)		
招集場所	川・森・文化・交流センター3階 大会議室		
開閉会日時	開会	平成 29 年 4 月 18 日 (火) 午前 11 時 22 分	
	閉会	平成 29 年 4 月 18 日(火)午前 12 時 00 分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	生涯学習課長 栗栖浩司 学校教育課長 長尾航治 主幹 沖本直樹 主幹 萩原英子		
会議に付した事件 及び採決結果	議案第 18 号	安芸太田町奨学金貸付基金運営審議会規則の 一部改正について	原案可決
	議案第 19 号	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制 度) の指定について	原案可決
	議案第 20 号	安芸太田町社会教育委員の委嘱について	原案可決
	議案第 21 号	安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱につ いて	原案可決
	議案第 22 号	安芸太田町立図書館協議会委員の任命について	原案可決
	議案第 23 号	安芸太田町放課後子ども教室運営委員会設置 要綱について	原案可決
報告協議事項	1 全国学力・学習状況調査について		
	2 英語教育推進教員の活用について		
	3 服務規律の厳正確保について		

【議事録】

日程第1、開会

(午前 11 時 22 分開会)

教育長)

ただ今から第4回安芸太田町教育委員会会議を行います。

皆さん総合教育会議に続いてということでお疲れとは思いますがよろしくお願いします。早 速会議に入らせていただきます。

日程第2、教育長報告

教育長)

まず私からの報告ですが、3~4月の状況について資料の1ページに載せております。

開校式について写真を載せておりますのでご覧ください。校旗・校章のマークをたくさん応募いただき、その中から最優秀1名と優秀賞2名を選ばせていただきました。右上の写真は優秀賞の山根くんに代表で賞状を渡しているものです。

下の段の左側の生徒が写っているのは新しい校歌をフルコーラス3番まで歌っているところです。右側の写真のように校長から開校宣言をしていただきました。

服務規律についてですが昨年一年間を振り返ってみますといわゆる「もらい事故」というのが多いのですが、後ろから衝突されたり、横から衝突されたり何件か交通事故がありました。交通ルール違反では一旦停止が不十分ということがありました。改めて交通事故の未然防止という点で研修を重ねていく必要があると思っています。

3の今年度の教育の方針については別紙に記載しております。

昨年度のものをより強化していくということで書いておりますが中学校が2校になりました。筒賀中学校の少人数という問題が解消されましたので両中学校で、より一層協調学習を推進していきたいと思います。小学校においても西地区(戸河内、筒賀、上殿)でのT授業(集合学習)の中でしっかりと協調学習をやっていくことが学力調査のB問題、タイプⅡといった応用問題に対する力につながると思っています。

小学校の英語教育について強化したいということと, 中高連携についても結果として加計高校への進学率につながりませんでしたので改めて強化したいと考えています。

2ページ目の最後になりますが、授業研究を進めていく上で集まって協議するということが難しいという問題がありますのでインターネットでメーリングリストを使って町内全体に指導案などを広く出して意見を求めるといったことを取り組んでいきたいと思います。それを広げる形で北広島町や安芸高田市へも発信して勉強していくことができればと思います。

もう一つはテレビ会議システムで校長研修会や教頭・事務長研修会を時々行っていますが、 それを利用して授業の様子を配信し見ていただくという形で進めていきたいと思います。教職 員の数が減ってきていますのでより広い範囲から意見をいただくということを考えています。 これらのことを先般の校長研修会で指導させていただきました。私からの報告は以上です。

何か質問がございますか。

(なし)

日程第3、議事

教育長)

それでは議事に入らせていただきます。本日の議事はお手元にあるとおりですが、公開にな じまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

清胤委員)

議案第20号安芸太田町社会教育委員の委嘱について、議案第21号安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について及び議案第22号安芸太田町図書館協議会委員の任命については人事に関わる案件ですので審議は非公開が適当ではないかと思います。

教育長)

他にご意見はございませんか。

(なし)

それでは採決させていただきます。議案第 20 号から第 22 号までを非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって議案第20号から第22号までを非公開として審議します。

それでは議事に入らせていただきます。

まず議案の第 18 号安芸太田町奨学金貸付基金運営審議会規則の一部改正について事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(議案を読み上げる。)

教育長)

質疑はございませんか。

(なし)

議案第 18 号について採決を行います。議案第 18 号安芸太田町奨学金貸付基金運営審議会規則の一部改正について原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数です。したがいまして安芸太田町奨学金貸付基金運営審議会規則の一部改正については可決いたしました。

次に議案第 19 号コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の指定について事務局から 説明をお願いします。

沖本主幹)

(議案を読み上げる。)

教育長)

議案第19号コミュニティ·スクール (学校運営協議会制度) の指定について質問等ございませんか。

(なし)

それでは採決に入ります。議案第19号コミュニティ·スクール(学校運営協議会制度)の指定について原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数です。以上、議案第 19 号コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の指定については可決いたしました。

続いて議案第23号安芸太田町放課後子ども教室運営委員会設置要綱について事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(議案を読み上げる。)

教育長)

議案の内容について質疑をお受けしたいと思いますが何かございますか。

河野委員)

放課後子ども教室と筒賀にある放課後児童クラブの違いを教えてもらえますか。

牛涯学習課長)

筒賀小と上殿小には放課後子ども教室はなく、児童クラブに行っています。基本的には幼稚園と保育所の違いのように文部科学省と厚生労働省が管轄していると考えていただけるとわかりやすいと思います。運営的には児童クラブのほうがしっかりしていると思います。各学校の空き教室等を利用する放課後子ども教室に対して児童クラブは専用の建物を持っております。

河野委員)

児童クラブの管轄は児童育成課ですか。

生涯学習課長)

そうです。

河野委員)

内容はあまり変わらないということでよいですか。指導員の資格等は同じですか。

生涯学習課長)

児童クラブの指導員は資格が必要ですが、放課後子ども教室に資格要件はありません。

河野委員)

筒賀の児童クラブは他の小学校区からも利用できますか。

生涯学習課長)

利用できます。放課後子ども教室もどこに行かなければいけないということは指定していませんが学校の施設を利用していることから基本的には通学している小学校となっています。長期休業中には修道・津浪でも開設をしています。

教育長)

放課後子ども教室は学校の空き教室を利用した放課後の子供たちの居場所作りというところから始まっています。それを学校の教職員ではなく地域の方に支援をしていただいて子供の安全な居場所を作っていこうということです。

それに対して厚生労働省は児童館のような施設を構えておりスタッフもぜんぜん違います。

河野委員)

放課後子ども教室は最近利用者がかなり多くなっていると聞いています。対応が大変だと思うのですが子供の居場所作りのためにがんばってもらいたいと思います。

教育長)

他にございますか。

(なし)

それでは議案第 23 号安芸太田町放課後子ども教室運営委員会設置要綱について原案どおり 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数です。したがいまして議案第 23 号安芸太田町放課後子ども教室運営委員会設置要 綱については可決いたしました。

日程第4、報告協議

教育長)

次に日程第4の報告協議に入ります。

1 全国学力・学習状況調査について事務局から説明をお願いします。

萩原主幹)

本日、町内の小学校5年生、中学校3年生が本調査を行っております。内容は資料に記載しているとおりです。午後からは質問紙調査を行います。

教育長)

2 英語教育推進教師の活用について事務局から説明をお願いします。

萩原主幹)

今年度加計小学校に1名加配教員を配置しています。有森教諭です。この教員が筒賀小、上殿小、戸河内小へ週1日ずつ兼務し各校の外国語活動について計画立案や指導・助言を行います。加計小学校には2日の勤務となります。

外国語活動は学級担任が授業を行うというのが原則ですが、ALTも入って一緒に授業を行っています。有森教諭は授業についての指導・助言を行うほかに自ら模範授業を行ったり、ALTと連携し教育内容の充実を図ったりします。各担任との間をつなぐ役割や次期学習指導要領の改訂に向けて教育課程を整えることを行います。

今後は外国語活動が3・4年生に下りてくることになっています。そして5・6年生は教科となります。そのために職員の研修を企画・実施します。

この他に児童の英語力向上の取組の一つとして児童英語検定を町内で自作して参りたいと考えています。

教育長)

何かご質問等ございますか。

(なし)

よろしいですか。

それでは3の服務規律の厳正確保について説明をお願いします。

沖本主幹)

(県教委の報道発表資料を読み上げる。)

町内における公金、準公金の取扱については学校に再度指導したところでございます。合わせて交通事故、交通違反についても引き続き指導してまいります。

河野委員)

学校現場ではこのように団体の会計を管理するということがあるのですか。

沖本主幹)

教育研究団体の補助金等の他、児童生徒から徴収する教材費、部活動の活動費等学校で管理する会計があります。できるだけ現金を扱わず振込みとしていますが、学校で現金を扱う場合は一時的に金庫で保管し、当日の内に金融機関へ預け入れをするなど校長の責任で処理しています。紛失や不正の絶対にないように指導してまいります。

教育長)

それでは日程4の報告・協議を終わります。

続きまして先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので傍聴者の方は退室をお願いします。

(傍聴者が退室する。)

(議案第20~22 号について非公開で一括して審議を行う。)

以上で本日の議事並びに報告・協議を終わります。 事務局から次回の日程調整をお願いします。 (日程調整を行う。) 教育長) 以上で第4回の教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。 (午前12時00分 閉会)